

新旧対照表

○神奈川県県営住宅条例

新	旧
(入居者資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。 ア・イ (略) ウ <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居し、かつ、その者を扶養している場合 知事が別に定める金額</u> エ・オ (略) (2)・(3) (略) (4) 個人の<u>道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)</u>を滞納していない者であること。 (5)・(6) (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第3号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(3) (略) (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する<u>被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で規則で定めるもの</u> (削除)	(入居者資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。 ア・イ (略) ウ <u>義務教育終了前の者(15歳に達した日の属する学年の末日以前の者(同日以後引き続いて学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している者を含む。))をいう。第8条の2第2項において同じ。))と同居し、かつ、その者を扶養している場合 知事が別に定める金額</u> エ・オ (略) (2)・(3) (略) (4) 個人の<u>県民税</u>及び市町村民税を滞納していない者であること。 (5)・(6) (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第3号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(3) (略) (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。<u>以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。</u>)第1条第2項に規定する<u>被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</u> ア <u>配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する</u>

新	旧
(削除)	<u>場合を含む。)</u> の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
(5)・(6) (略)	<u>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)</u> の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
3 (略)	(5)・(6) (略)
(子育てに適する公営住宅の特例)	(子育てに適する公営住宅の特例)
第8条の2 知事は、公営住宅でその周辺地域における学校教育法 <u>(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)</u> 及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設の立地状況その他の事情を勘案し、その一部を子育てに適するものとして指定することができる。	第8条の2 知事は、公営住宅でその周辺地域における学校教育法第1条に規定する <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> の立地状況その他の事情を勘案し、その一部を子育てに適するものとして指定することができる。
2 前項の規定により指定された公営住宅(以下「子育てに適する公営住宅」という。)に入居することができる者は、第6条第1項各号のいずれにも該当するほか、前条第1項の規定による入居の申込みをする際現に <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> と同居し、かつ、その者を扶養する者でなければならない。	2 前項の規定により指定された公営住宅(以下「子育てに適する公営住宅」という。)に入居することができる者は、第6条第1項各号のいずれにも該当するほか、前条第1項の規定による入居の申込みをする際現に <u>義務教育終了前の者</u> と同居し、かつ、その者を扶養する者でなければならない。
3～7 (略)	3～7 (略)
(入居者の決定の方法)	(入居者の決定の方法)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 知事は、次に掲げる者については、前項の規定による公営住宅(子育てに適する公営住宅及び定期借家対象公営住宅を除く。)の公開による抽選に当たり、優先的な措置を講ずることができる。	2 知事は、次に掲げる者については、前項の規定による公営住宅(子育てに適する公営住宅及び定期借家対象公営住宅を除く。)の公開による抽選に当たり、優先的な措置を講ずることができる。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
<u>(7) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この号において同じ。)</u> のみと同居し、かつ、 <u>40歳未満である者(配偶者が40歳未満である者を含む。)</u>	(新設)
<u>(8) (略)</u>	<u>(7) (略)</u>